

【II. 航空従事者の技能証明の種類・限定について】

航空機に乗り組んで運航を行おうとする場合や整備した航空機が国の定めた安全性基準に適合しているかについての確認を行う場合、国土交通大臣による技能証明（ライセンス）を受けなければなりません。この技能証明を受けた者を「航空従事者」と呼びます（航空法第22条）。

主な技能証明の種類

- ・ 定期運送用操縦士
- ・ 事業用操縦士
- ・ 自家用操縦士
- ・ 一等及び二等航空整備士
- ・ 一等及び二等航空運航整備士

航空機の種類

- ・ 飛行機
- ・ 回転翼航空機
- ・ 滑空機
- ・ 飛行船

この技能証明の資格には、主に左図の種類があります（航空法第24条）。

定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、航空機関士、一等・二等航空整備士、一等・二等航空運航整備士の資格に係る技能証明については、航空機の種類（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船）について限定され、更に、等級又は型式について限定されます（航空法第25条）。

例えば、航空機の種類が飛行機である自家用操縦士において、エンジンが1つの飛行機（「単発機」といいます。）として限定されている場合、エンジンが2つ以上（「多発機」

といます。）の飛行機は運航出来ません。（「等級限定」といいます。）

また、航空機の種類が飛行機である定期運送用操縦士において、構造上その操縦のために二人を要する航空機（多発機）である「B747型機」として限定されている場合、同じ二人を要する航空機（多発機）でも「A320型機」は運航出来ません。（「型式限定」といいます。）

次の表は、「資格」、「航空機の種類」、「航空機の等級」、「航空機の型式」について、一覧にしたものです。

資格	航空機の種類	航空機の等級	航空機の型式
定期運送用操縦士 事業用操縦士 自家用操縦士	飛行機	陸上単発ピストン機 陸上単発タービン機 陸上多発ピストン機 陸上多発タービン機 水上単発ピストン機 水上単発タービン機 水上多発ピストン機 水上多発タービン機	構造上、その操縦に2人を要する航空機又は国土交通大臣が指定する型式の航空機は当該型式ごとの限定 (例) ・ボーイング式B777型 ・エアバス式A320型 ・ボンバルディア式DHC-8型 ・セスナ式337(国土交通大臣指定)
定期運送用操縦士 事業用操縦士 自家用操縦士	飛行船	飛行機の項の等級に同じ	構造上、その操縦に2人を要する航空機又は国土交通大臣が指定する型式の航空機は当該型式ごとの限定 (例) ・ツェッペリン式LZ N07型
定期運送用操縦士 事業用操縦士 自家用操縦士	回転翼航空機	飛行機の項の等級に同じ	構造上、その操縦に2人を要する航空機又は国土交通大臣が指定する型式の航空機又は当該型式ごとの限定 (例) ・EH1式EH101型 ・ベル式212型(国土交通大臣指定) ・シコルスキー式S76型(国土交通大臣指定)
事業用操縦士 自家用操縦士	滑空機	曳航装置なし動力滑空機 曳航装置付き動力滑空機 上級滑空機	型式限定はない。 初級滑空機、中級滑空機については、技能証明を必要としない。
一等航空整備士 二等航空整備士 一等航空運航整備士 二等航空運航整備士	飛行機	陸上単発ピストン機 陸上単発タービン機 陸上多発ピストン機 陸上多発タービン機 水上単発ピストン機 水上単発タービン機 水上多発ピストン機 水上多発タービン機	航空機の耐空類別が飛行機輸送C、飛行機輸送Tである航空機又は国土交通大臣が指定する型式の航空機は当該型式ごとの限定 (例) ・ボーイング式B777型 ・エアバス式A320型 ・ボンバルディア式DHC-8型
二等航空整備士 二等航空運航整備士	飛行船	飛行機の項の等級に同じ	国土交通大臣が指定する型式の航空機は当該型式ごとの限定 (例) ・ツェッペリン式LZ N07型
一等航空整備士 二等航空整備士 一等航空運航整備士 二等航空運航整備士	回転翼航空機	飛行機の項の等級に同じ	航空機の耐空類別が回転翼航空機輸送TA、回転翼航空機輸送TBである航空機又は国土交通大臣が指定する型式の航空機は当該型式ごとの限定 (例) ・ベル式212型 ・川崎式BK117型 ・アエロスペース式SA330型 ・カマン式K-1200型(国土交通大臣指定)
二等航空整備士 二等航空運航整備士	滑空機	曳航装置なし動力滑空機 曳航装置付き動力滑空機 上級滑空機 中級滑空機	型式限定はない。 初級滑空機については、技能証明を必要としない。

このように、操縦士や整備士として航空機を運航・整備をする場合、同一の資格であっても、等級や型式ごとに試験に合格し、取得する必要があります。